

2024年4月1日

お客様各位

セントラル短資株式会社

金融商品取引法の一部改正に基づく短期社債等振替決済口座管理規程の改定について

今般、金融商品取引法の一部改正に基づき、従来開示が義務付けられていた四半期報告書が本日付で廃止されたことに伴いまして、弊社短期社債等振替決済口座管理規程の改定を行いましたことをお知らせ致します。

改定後の全文につきましては弊社ホームページ下部、新旧対照表につきましては「セントラル短資からのお知らせ」に掲載しております。

以上

【本件に関するお問合せ先】

セントラル短資株式会社 証券業務管理室

TEL 03-3243-1456